

広島市シェアモビリティ事業における公有地等の使用に関する登録制度

1 趣旨

本市では、令和2年3月に「広島市自転車都市づくり推進計画」を策定し、国内外の観光客等の来街者が本市域内の観光施設等を快適に巡るとともに、市民が公共交通を補完する日常の移動手段として利用することができる自転車シェアシステムを導入することで、自転車を活用した観光振興や地域の活性化等を図ることとしています。

この度、対象を電動キックボード等のパーソナルモビリティに拡大し、より良いサービスの提供に繋がることを期待して、本市が所管する公有財産の敷地や道路敷地等（以下、「公有地」という。）又は公開空地及び有効空地（以下、「公開空地等」という。）を使用し、ポート設置を行うシェアモビリティ事業者（以下、「事業者」という。）を随時募集するものです。

2 実施期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

3 公有地及び公開空地等の使用について

（1） 公有地について

4の登録基準を満たしていることを確認できた事業者は、次の配分方法により割り当てられた公有地をポート用地として無償で 사용할 ことができます。なお、使用可能な公有地は別添のとおりです。

また、別添内の公有地の提供面積を拡大する場合又は新たな公有地のポート用地を使用できる場合にも、同様に算出することとします。

なお、配分した公有地ポートについては、4月1日から3月31日までの1年間有効となり、毎年度12月20日時点の本市域内において配置している車両数※に応じて再配分します。

ただし、施設管理者等の意向等により配分されない場合や、配分方法を見直す場合があります。

※本市内で継続的に使用するものとし、一時的に使用するものは含まないものとします。
例：12月20日にシェアモビリティを活用したイベントを開催するにあたって、200台他都市から運搬してきた。その車両は、イベント終了後は市内で使用せず、その他都市へ返還する。

配分方法

ア 希望する者が1者

希望する事業者がすべての面積を獲得する。

イ 希望する者が2者以上

(ア) 希望する事業者が、それぞれ2ラック※¹以上設置ができる面積※²が確保できる場合には、希望する事業者で配分する。

(イ)-1 (ア)で配分した残りの面積が2ラック未満の場合、(ア)で獲得した事業者の中から当課が1者をくじで定め、(ア)に加えて配分する。

(イ)-2 (ア)で配分した残りの面積が2ラック以上の場合、(ア)で獲得できなかった事業者の中から当課が1者をくじで定めて配分する。

(ウ) いずれの事業者も2ラック分獲得できない場合には、当課がポート設置事業者をくじで定める。

※1 モビリティが駐車できる最小単位（モビリティ1台+ポート看板）

※2 1台あたりの面積を広島市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則が定める0.5m×2.0mとする。
なお、当該面積には、看板等の設置面積も含む。

【参考】ポート配分の例

ラック数	各社の獲得ラック数				備考
	A社 (1,000台)	B社 (800台)	C社 (500台)	D社 (200台)	
3	3			0	…A、B又はCがくじにより獲得
5	2	2	1		…Cのラックを、くじで定めるA又はBが獲得
7	3	2	2		…C+Dのラックを、くじで定めるC又はDが獲得

 …(ア)  …(イ)-1  …(イ)-2  …(ウ)

(2) 公開空地等について

本市における公開空地等へのポート設置は、「自転車施策担当部局が認めるもの」に限られます。
このため、事業者が新たに公開空地等へのポート設置について土地所有者から同意を得られ、各所管部局へ所定の申請を行う際には、当課が副申を添えて申し送りを行います。

なお、既にポートを設置済みの公開空地等の再配分は行いません。

4 登録基準等

本件募集に係る応募資格及び基準は次の(1)応募資格及び(2)応募条件のいずれも満たしていることを条件とし、審査は6(1)に定める提出書類で行います。

(1) 応募資格

次の各号の全てを満たす事業者を募集対象とします。

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。

ウ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

エ 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生
手続又は民事再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。

カ 本登録制度における登録事業者名簿から抹消された者でないこと。

キ 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定
する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」
という。）

(イ) 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定による公表が現に
行われている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 応募基準

ア 事業実績

(ア) 自治体と連携し、シェアモビリティに関する社会実験（実証実験）又は本格実施、あるいはシェ
アモビリティに係る協定等の締結実績があること

イ 事業運営

(ア) 市内在住者、通勤・通学者、観光客など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能な
システムであること

(イ) 簡易で利便性の高い利用環境を構築すること

(ウ) 原則として、サービスの提供が全日（1 日 24 時間・年間 365 日）であること

ウ 維持管理

(ア) 利用者に対して、モビリティを放置しないよう周知徹底するとともに、ポート外への放置が確認
された場合は、事業者が速やかに回収すること

(イ) モビリティや駐輪機器、看板は景観との調和に配慮したデザイン及び設置位置とすること

(ウ) ポート設置場所及びその周辺を常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと

(エ) 関係法令に基づき、使用するモビリティは、十分な傷害保険及び賠償責任保険等を付保すること

エ 運営体制等

(ア) 安全・安心なシェアモビリティ事業が運営できるよう、運営体制を構築し、適正な人員配置を行
うこと

(イ) 英語等の外国語にも対応すること

(ウ) ポート又はモビリティ本体に事業者の名称、連絡先、利用方法等を表示した案内板を設置又は表
示し、問い合わせ先をホームページの分かりやすい場所に明記するなど、利用者が施設管理者等
に直接問い合わせることがないよう工夫すること

(エ) 関係法令の規定を遵守すること

(オ) 利用者へのルール・マナー（乗車時のヘルメット着用の促進を含む）の周知及び啓発を行うこと

(カ) 利用状況等データを本市に無償で提供すること

5 スケジュール

- ・ 募集開始日 令和6年1月22日（月）
- ・ 申請書提出期限 令和6年2月 5日（月）
- ・ 結果通知 令和6年3月初旬予定

6 登録手続き

- (1) 提出書類（※本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、カ～ケの提出書類を省略することができます。）

ア 申請書（別紙1）

イ 配置済み車両数が確認できる資料（様式自由）

ウ 他自治体等におけるシェアモビリティ事業の実績が分かる資料（自由様式）

エ 事業者の概要（様式自由、事業者パンフレットも可）

オ モビリティ、ポート、ラック及び看板の仕様を記載の上、ポートに必要な面積が分かる資料（様式自由）

カ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（写し可）

※3 か月以内に発行されたものを提出してください。

キ 直近1 か年の貸借対照表及び損益計算書（写し）

※作成していない場合には、確定申告書の写しを提出してください。

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

※税務署長が発行する納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。3 か月以内に発行されたもの）を提出してください。

ケ 広島市税の納税証明書（写し可）

※「令和○年○月○日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある発注者の納税証明書（3 か月以内に発行されたもの）を提出してください。

※広島市内に事業所を有していない場合は、提出不要です。

コ 公有地貸出希望リスト（別紙2 ※公有地の貸出希望がある場合に限ります。）

- (2) 提出期間

公募日から令和6年2月5日（月）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、募集は、2の実施期間の間、随時受付することとしますが、令和6年2月6日（火）以降の提出の場合には、令和6年度当初の公有地等の配分はなく、年度当初の配分は令和7年度からとなります。提出時期と配分時期については、下表を参照してください。

提出時期	配分時期
～令和6年2月 5日（月）	令和6年4月1日（月）
令和6年2月 6日（火）～令和7年1月15日（水）	令和7年4月1日（火）
令和7年1月16日（木）～令和8年1月15日（木）	令和8年4月1日（水）
令和8年1月16日（金）～令和8年3月31日（火）	配分なし

(3) 提出場所

7 の担当課

(4) 提出方法

電子メール（持参又は郵送可）

(5) 結果通知

関係書類を確認後、応募者に電子メールにて通知します。

7 担当課

広島市道路交通局自転車都市づくり推進課（本庁舎 8 階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

Tel : 082-504-2349 Fax : 082-504-2379

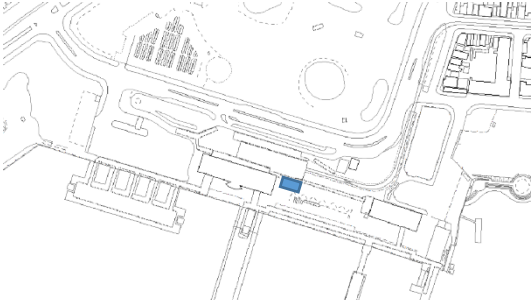
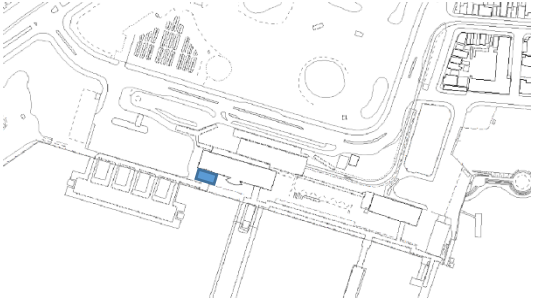
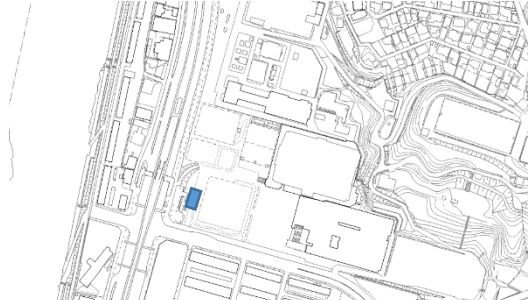
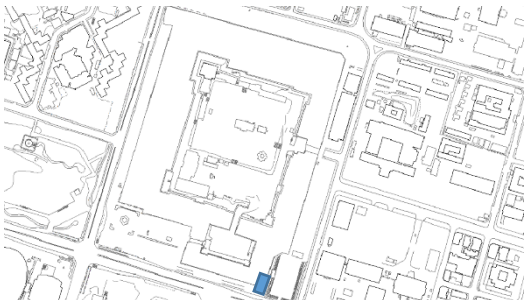
電子メール : jitensha@city.hiroshima.lg.jp

8 留意事項

- (1) 本事業の運営に要する費用は、すべて事業者の負担とし、本市は補助金、委託料、その他一切の費用の負担をしません。
- (2) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とします。なお、提出された書類は返却しません。
- (4) 提出書類等の提出期限以降の変更、修正、再替え又は再提出は認めません。
- (5) 登録資格要件に該当しないことが判明した場合は失格とします。なお、登録した後、申請内容に虚偽があることが判明したときは、登録事業者名簿から抹消し、公有地の配分を取り消します。また、登録事業者名簿から抹消された者は、以後、応募資格を失います。
- (6) 業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任することはできません。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合には、業務の一部を当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができます。

公有地一覧

1 広島市役所（中区国泰寺町一丁目6番34号） 25 ラック	2 東区役所（東区東蟹屋町9-38） 6 ラック
3 南区役所（南区皆実町一丁目5番44号） 15 ラック	4 西区役所（西区福島町二丁目2番1号） 10 ラック
5 広島市文化交流会館(北側)（中区加古町3番3号） 7 ラック	6 広島市文化交流会館(南側)（中区加古町3番3号） 9 ラック
7 JMS アステールプラザ（中区加古町4番17号） 7 ラック	8 広島国際会議場（中区中島町1番5号） 15 ラック
9 旧市民球場跡地イベント広場（中区基町） 51 ラック	10 広島県立総合体育館武道場上部広場（中区基町） 25 ラック

1 1 広島サッカースタジアム（東側）（中区基町） 14 ラック	1 2 広島サッカースタジアム（西側）（中区基町） 16 ラック
	
1 3 広島港宇品旅客ターミナル(陸側)(南区宇品海岸一丁目 13 番 26 号) 6 ラック	1 4 広島港宇品旅客ターミナル(海側)(南区宇品海岸一丁目 13 番 26 号) 6 ラック
	
1 5 比治山公園（南区比治山公園）※ 13 ラック	1 6 平和記念公園（中区中島町） 16 ラック
	
1 7 新牛田公園（東区牛田新町一丁目 8 番 5 号） 13 ラック	1 8 大芝公園交通ランド（西区大芝公園）※ 8 ラック
	
1 9 広島城（中区基町） 14 ラック	2 0 中工場（中区南吉島一丁目）※ 24 ラック
	

2 1 歩道上（南区松原町5番1号地先道路） 28 ラック	2 2 広島駅北口第一自転車等駐車場（東区若草町12番）※ 18 ラック
2 3 広島駅北口第三自転車等駐車場跡地（南区上大須賀町14番） 5 ラック	2 4 広島駅南口第三自転車等駐車場（南区松原町） 22 ラック
2 5 広島駅南口第二自転車等駐車場(仮設)（広島市南区京橋町）※ 18 ラック	2 6 稲荷町自転車等駐車場（南区稲荷町）※ 12 ラック
2 7 東新天地自転車等駐車場（中区新天地7番） 26 ラック	2 8 富士見町第三自転車等駐車場（中区富士見町）※ 33 ラック
2 9 小町第三自転車等駐車場（中区小町）※ 35 ラック	3 0 西広島駅南自転車等駐車場（西区己斐本町一丁目11番） 22 ラック

注1 位置図内  は、おおよそのポート設置位置を表しています。

注2 公用地ポート一覧は、令和6年12月10日時点のものであり、予告なく廃止又は変更になる場合があります。また、施設所管課から設置につき同意が得られなかった場合には設置することはできません。

※条件付き公有地について

- | | | |
|----|---|--|
| 15 | 比治山公園（南区比治山公園）13 ラック：利用可能時間 午前5時から午後11時まで | |
| 18 | 大芝公園交通ランド（西区大芝公園）8 ラック：利用可能時間 午前9時から午後5時まで | |
| 20 | 中工場（中区南吉島一丁目）24 ラック：利用可能時間 午前6時から午後10時まで／景観に配慮すること。 | |
| 22 | 広島駅北口第一自転車等駐車場（東区若草町12番）18 ラック：利用可能時間 午前5時30分から翌午前0時30分まで | |
| 25 | 広島駅南口第二自転車等駐車場（仮設）（広島市南区京橋町）18 ラック | } 当該市営駐輪場の駐輪可能車両である自転車のみを駐輪可とすること。 |
| 26 | 稲荷町自転車等駐車場（南区稲荷町）12 ラック | |
| 28 | 富士見町第三自転車等駐車場（中区富士見町）33 ラック | } フラワーフェスティバル開催日とその前後数日は、ポート設備を撤去すること（別途指示あり）。 |
| 29 | 小町第三自転車等駐車場（中区小町）35 ラック | |